



# 岡本特許 ニュース

岡本特許事務所  
〒541-0041 大阪市中央区北浜 3-2-1  
TEL06-6202-5858 FAX06-6229-1068


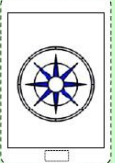


http:// www.  
okamoto-pat.jp/

2019 SEPTEMBER / 21号

## ★ 2019年意匠法改正と画像 ★

今月は意匠改正法（施行日未定）の中の「画像」に関する改正部分を見てみたいと思います。画像は今回の法改正によって初めて登録可能になるわけではありません。画像は現行法でも登録可能ですが、改正法では適用範囲が広がるということです。

1. 現行法では次のような登録が可能です。（特許庁資料より抜粋）

2条1項に該当する画像	2条2項に該当する画像
<p>➤ その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>腕時計本体</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>方位計測機能付き 電子計算機</p>  </div> </div>	<p>➤ 物品が機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;"> <p>磁気ディスクリーダー</p>  </div> <div style="text-align: center;"> <p>音楽再生機能付き 電子計算機</p>  </div> </div>

「電子計算機」（図示のものは「スマホ」のようです）の場合は、ソフトウェアと一体化して具体的な機能を有するようになるので、出願するときには「〇〇機能付き電子計算機」とする必要があります。

2. 現行法の限界

- (1) プリインストール又はダウンロードにより物品に記録された画像でなければならず、ネットワークを通じて表示される画像は保護の対象となりません。
- (2) 物品に表示される画像のみ保護の対象となり、それ以外に表示される場合には保護の対象となりません。

3. 改正法の取り扱い

- (1) 物品との関連性が外れたので、画像の表示場所や記録場所について制約なく登録が可能となります。画像の表示場所は、壁面や道路などでもよく、記録場所もクラウドサーバーのように機器の外部であっても構いません。しかし、「機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるもの」（改正意匠法 2 条）という限定がありますので、壁紙等の装飾的な画像やゲーム等のコンテンツ画像は保護対象から外れます。

(2) 実例

下の例は過去の特許庁資料にあったものです。明言されていませんが、改正法において、（他の条件を満たせば）おそらく登録可能となるものと考えられます。

サーバーからクライアント端末へアクセスの都度送信されるウェブアプリの画像



人体に投影される画像

